

令和 2 年改正個人情報保護法が与える WEB 施策の影響について

野中 恵太

本研究は、現代社会で個人情報の保護が急務とされ、特にウェブ上の情報拡大に伴いその安全性とプライバシーの保護が求められる中で、令和 2 年改正の個人情報保護法が企業の WEB 施策において個人情報を取り扱う必要性を増大させているという背景から始まっている。本研究の目的は、改正法の分析・評価を通じて WEB 施策への影響を明らかにし、法改正の背景や企業への影響を理解し、WEB 環境における個人情報保護の在り方を示唆する。研究方法としては、文献研究と複数のケーススタディを組み合わせ、法改正が実務にどのように影響しているかを実証的に明らかにする。

個人情報保護法の概要と背景では、個人情報の適切な取り扱いが規定され、生存する個人に関する情報の保護が主眼に置かれている。法律の基本要件として、明示的な利用目的の定義、情報の安全管理、同意の取得などが挙げられ、個人情報の定義や重要性についても明記されている。改正法の背景では、急速なデジタル技術の進展による新たなプライバシーの脅威に対応するため、個人情報の収集・利用における法的基準や責任を再確認する必要が生じたことが主とされている。

個人情報保護法改正の要点として情報セキュリティ要件の強化、利用者の権利拡充、罰則厳格化、新たな情報の定義導入、域外適用拡充が挙げられ、これらは現代の個人情報保護に適応し、透明性や責任の強化が期待される社会環境に対応しているとされている。

特にウェブサイトに焦点を当てた本研究では、改正法による同意要件の強化が強調され、ウェブサイトは明確な同意取得手段と透明性向上が求められ、データセキュリティでは SSL/TLS の使用やアクセス制御の徹底が必要とされている。また、プライバシーポリシー変更の際には、特に特定個人情報の明示的な同意事項や第三者提供の通知が必要であり、利用者への情報提供と教育には変更通知の実施や教育プログラムの導入が必要と考えられる。

企業の対応においては、大企業と中小企業で個人情報の取り扱いに関する調査結果に差があり、政府の認定個人情報保護団体制度や情報銀行制度の導入が報告されている。課題としては認定個人情報保護団体への加入が少なく、情報銀行においてプライバシーとデータ活用のバランスが求められている。利用者は個人情報保護に対して不安を感じ、企業の取り組みがサービス選定に影響を与える傾向があり、透明性とセキュリティ対策の強化が企業には求められている。

本研究では、改正個人情報保護法の WEB 施策への影響を検証し、同意、透明性、セキュリティ対策の必要性が明らかになった。今後はテクノロジーへの対応、利用者とのコミュニケーション、国際標準化が求められ、企業は法的要件の変化に柔軟に対応する必要がある。

(指導教員 高良 幸哉)